公共交通等事業者省エネ化支援事業 実施要綱

令和4年10月31日 一般社団法人兵庫県タクシー協会

(趣旨)

第1条 一般社団法人兵庫県タクシー協会(以下「協会」という。)が実施する公共交通等 事業者省エネ化支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、この 要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 燃料価格高騰の影響を大き〈受ける公共交通等事業者の事業継続を支援する ため、省エネ性能に優れたエコタイヤ等の購入を支援する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者(以下、「補助対象者」という。)は、別表1に定めるとおりと する。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は、別表2に定めると おりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表3に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、兵庫県及び 営業所の所在市町分(別表1~3に定める市町に限る)ごとに、補助金交付申請書兼 実績報告書(様式第1号)、補助対象経費の領収書の写し及びその他必要な書類を添 えて会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、交付申請者に対し、前項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。
- 3 交付申請者は、第1項の申請に際し、消費税及び地方消費税に相当する額は補助対 象経費から除き交付申請するものとする。

(申請内容の審査及び補助金の交付決定)

第7条 会長は、前条の申請があったときは、審査の上、補助金の振り込みをもって交付 決定及び額の確定とする。

(申請の取下げ)

第8条 交付申請者は、第6条の交付申請を取り下げることができる。

(交付決定の取消し)

第9条 会長は、第6条の交付決定を受けた者(以下、「補助事業者」という。)が次の各 号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り

消すことができる。

- (1)この要綱の規定に違反したとき。
- (2)偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (3)補助金により購入したタイヤを目的外使用・転売等したことが明らかになったとき。
- (4)補助事業者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5)廃業により、令和5年3月31日まで事業を継続することができないとき。
- (6)その他法令に違反したとき。

(補助金の返還)

- 第 10 条 会長は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、 既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。
- 2 会長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項の期限を延長することがある。

(加算金及び遅延利息)

- 第 11 条 補助事業者は、第9条第1項第1号から第4号及び第6号の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。
- 2 補助事業者は前条第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに 納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付 額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を協会に納付しなければな らない。

(暴力団等の排除)

- 第 12 条 会長は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。
- (1)交付申請者が暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2)前号の意見の聴取により得た情報をほかの事業における暴力団等を排除するため の措置を講ずるために利用し、または兵庫県知事、兵庫県公営企業管理者及び兵 庫県病院事業管理者に提供すること。
- 2 補助事業者は、補助金の使途に関し暴力団等を利することのないよう必要な措置を 講ずるものとする。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第 13 条 会長は、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法 その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる。

(その他)

- 第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は会長が別に定める。
- 2 会長及び補助事業者は、補助金の交付等に関して国又は兵庫県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年10月31日から施行する。

別表1 補助対象者(タクシー)

自治体名	補助対象者	
兵庫県	道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号八に定める一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者で、県内に営業所を有し、令和4年9月末時点において事業を営んでおり、かつ令和5年3月末まで事業を継続する意思があるもの。 (令和4年10月以降に事業を継承し、かつ令和5年3月末まで事業を継続する意思があるものを含む。) ただし、福祉輸送事業限定等特定の用途に限って営業するものを除く。	

別表2 補助対象経費(タクシー)

自治体名	補助対象経費
兵庫県	別に定める低燃費タイヤ及びロングライフタイヤ購入費 (注1)納品及び支払いが令和4年4月1日から令和5年1月31 日までに完了しているものに限る。 (注2)一般乗用旅客自動車運送事業以外の車両への使用・転 売等は不可とする。

別表3 補助金の額(タクシー)

自治体名	補助金の額
兵庫県	補助金の額は、以下の算定式による 算定式:申請本数()×4,000円(定額補助) 申請本数とは、令和4年9月30日時点において県内の営業所に配置されている車両数×4本を上限とする。 ただし、車両数から以下の車両は除く。 福祉輸送など用途を限定して使用する車両 未車検等休車扱いとしている車両(新型コロナウイルス 感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動 車の定期点検の特例(休車特例)を受けた車両を含む) (注3)上記の範囲内で、領収書等で確認できる単価(消費税及 び地方消費税を除く)が4,000円以上のタイヤ購入本 数とする。